

答 申

第 1 審議会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成 27 年 4 月 7 日付けで行った保有個人情報部分開示決定（富交規第 989 号。以下「本件処分」という。）で非開示とされた情報のうち、公開情報として取り扱われている様式の部分、保有個人情報の表題の上部に記載された情報及び「措置結果」欄の非開示情報並びに「情報集約責任者等の意見」欄及び「所属長の意見」欄にある警部相当職以上の警察の職員の印影については、開示すべきである。

第 2 本件処分の経過

1 開示請求

審査請求人は、平成 27 年 2 月 27 日付けで、富山県個人情報保護条例（平成 15 年富山県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、実施機関あて、「本日、県警本部の交通規制課に相談した看板の設置の良し悪しの判断及び根拠が分かる資料（決裁も含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分及び審査請求

（1）部分開示決定

実施機関は、本件開示請求に対し「警察安全相談簿（平成 27 年 2 月 27 日受理）」（以下「本件警察安全相談簿」という。）を当該保有個人情報と特定し、本件処分を行った。

（2）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、平成 27 年 4 月 21 日付けで富山県公安委員会に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審議会への諮問

富山県公安委員会は、本件審査請求について、条例第 41 条の規定により、平成 27 年 5 月 21 日付け富公委第 582 号で富山県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った（以下「諮問機関」という）。

第 3 審査請求の内容

審査請求人が、審査請求書で主張する本件審査請求の趣旨は、「本件処分は部分開示としているが、根拠が示されず、これを不存在とも明記しないまま、不当に保有個人情報部分開示決定として決定通知した。本件開示請求の趣旨に沿った保有個人情報の全面開示を求めます。」というものである。

また、審査請求人は、審査請求書で本件審査請求の理由を次のとおり主張する。

ア 本件の開示請求は、県警が県道上に違法看板を設置していたことの良し悪し、その根拠に関し交通部交通規制課に問いただしたことの開示請求であり、交通規制課は看板を設置

していた根拠について応答していないこと。

- イ 根拠については、県土木部の調査結果から明白であること。しかしながら、県警はこれを認めず、根拠を開示せず、文書の有無、存否をも明らかにしていないこと。なお、県土木部は、既に看板の違法設置の根拠を明らかにしていること。

第4 諮問機関の説明

諮問機関は、非開示理由説明書及び審議会の意見聴取において、次のとおり説明する。

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報の検索及び特定

審査請求人が平成27年2月27日に行った相談内容及び措置・処理内容について記録した本件警察安全相談簿を本件開示請求の対象となる当該保有個人情報として特定したこと。

(2) 本件警察安全相談簿の非開示情報

ア 条例第15条第3号（開示請求者以外の個人情報）該当性

本件警察安全相談簿のうち、「決裁、受理者のうち、警部補相当職以下の職員の氏名が分かる部分」は、条例第15条第3号ウの富山県個人情報保護条例施行規則（平成15年富山県規則第78号）第10条で定める職にある警部補及び同相当職以下の階級にある警察官職員の氏名が記載されている。この部分は、開示請求者以外の個人情報であるから、条例第15条第3号に規定する非開示情報に該当すること。

イ 条例第15条第6号（審議、検討等情報）該当性

本件警察安全相談簿のうち、「危険度、措置結果、意見欄、情報集約責任者等の意見及び所属長の意見の情報」は、警察部内において審議、検討した内容が記載される部分である。この部分は、条例第15条第6号に規定する非開示情報に該当すること。また、当該情報に係る事務又は事務の進捗状況等の事情から条例第15条第7号（行政運営情報）に該当する場合は、事案の都度、開示又は非開示を判断していること。

第5 審議会の判断

1 審議会の役割

本審議会の担う役割は、条例に照らし、実施機関が行った当該保有個人情報の非開示決定等の処分の妥当性について調査及び審議することである。

2 保有個人情報の特定について

実施機関は、本件警察安全相談簿を当該保有個人情報と特定し、本件処分を行った。

審議会は、審査請求人の本件審査請求の趣旨が明確でなかったため、審議会における意見陳述の際に本件審査請求の趣旨の確認を行ったところ、審査請求人は、本件処分で非開示とされた本件警察安全相談簿の非開示部分の開示を求めるものであると釈明した。

そこで、審議会は、本件警察安全相談簿の非開示部分について、その非開示決定の妥当性について審査する保有個人情報であると認めた。

3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、上記2のとおり当該保有個人情報の非開示部分の開示を求めている。

条例第44条の2は「第1節から前節までの規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されない保有個人情報については、適用しない」と規定している。

諮問機関は、意見聴取において、警察へは様々な相談が寄せられるが、中には犯罪捜査、取締りへ発展するものもあり、「警察安全相談簿」も犯罪捜査、取調べの端緒となる場合もありうると説明した。

しかし、実施機関が本件処分を行ったことは、本件警察安全相談簿は条例第44条の2の規定により、開示請求や非開示決定、当該決定に対する審査請求等の規定を適用しないとされる保有個人情報には当たらないと解したものと窺える。

よって、審議会は、本件警察安全相談簿は開示請求や非開示決定、当該決定に対する審査請求等の規定が適用される保有個人情報に当たると判断し、実施機関が行った本件処分の妥当性について調査及び審議を行う。

(1) 保有個人情報の内容について

諮問機関は、意見聴取において、「警察安全相談簿」は「警察安全相談取扱要綱(例規通達)」(以下「要綱」という。)に基づき作成されるものと説明する。

要綱では、「相談を受理したもの(以下「相談受理者」という。)は、原則として事件・事故として受理した事案を除き、その内容を速やかに相談システムに入力することにより、警察安全相談簿(別記様式第1号。以下「相談簿」という。)を作成しなければならない」とされている。

また、要綱では、「本部内各所属において、相談を受理したときは、当該所属の課長補佐等が相談簿に受理に際しての意見を記載の上、所属長に報告するものとする。報告を受けた所属長は、措置方法等を「所属長の意見」欄に記載して指示の上、相談簿の本紙を本部集約責任者(※警察相談課長)に送付するものとする」と一連の手続が規定されている。

さらに、諮問機関は、要綱は公開情報として取り扱われており、「警察安全相談簿」の様式(別記様式第1号)についても、要綱本文と同様に公開情報であると説明する。

(2) 保有個人情報の非開示情報該当性

本件審査請求の趣旨は、本件処分により非開示とされた部分の開示を求めるものである。審議会は、諮問機関から当該保有個人情報の提供を受け、非開示処分の妥当性について審議を行った。

ア 公開情報とされる様式の非開示について

実施機関は、本件処分で公開情報である「警察安全相談簿」の様式の一部を非開示としている。しかし、諮問機関からは、公開情報としている部分を非開示とした理由として、項目全体を一体として捉えて非開示にしたと説明するだけで、条例第15条各号に掲げる非開示理由に該当する具体的な理由は示されなかった。

「警察安全相談簿」の様式には、複数の「□」の形で事案に対する判断や選択等を記入する欄も設けられている。この「□」の欄は、単に選択の結果を表わすだけでなく、

チェックマークの有無自体が実施機関の内部における審議結果や検討結果を表わすこともある。

このため、当該「□」の欄の開示・非開示の適否に関する審議会の判断は、次の「ウ 条例第 15 条第 6 号（審議、検討等情報）、第 7 号（行政運営情報）該当性」のとおりである。

また、条例第 16 条第 1 項には、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）第 8 条第 1 項ただし書のような有意な情報が記録されていないと認められるときは、部分開示の義務を免除する規定がないことから、有意な情報が記録されていない「警察安全相談簿」の様式の部分は、開示すべきものである。

イ 条例第 15 条第 3 号（開示請求者以外の個人情報）該当性

条例第 15 条第 3 号では、

「開示請求者（略）以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア、イ （略）、

ウ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」と規定している。

また、富山県個人情報保護条例施行規則第 10 条では、「条例第 15 条第 3 号ウの規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職とする」と規定している。

諮問機関は、「第 4 諮問機関の説明（2）本件警察安全相談簿の非開示情報 ア 条例第 15 条第 3 号（開示請求者以外の個人情報）該当性」のとおり、本件警察安全相談簿のうち「決裁、受理者のうち、警部補相当職以下の職員の氏名が分かる部分」は、条例第 15 条第 3 号に規定する非開示情報に該当すると説明する。

審議会が当該保有個人情報を見分したところ、諮問機関の説明のとおり、本件警察安全相談簿の上部の決裁欄中の係員欄中の印影は警部補相当職以下の職員のものであった。また、「受理者」欄に記載の受理者氏名及び印影についても同様であった。

よって、これら箇所について、実施機関の非開示決定は妥当である。

なお、実施機関は本件処分で「情報集約責任者等の意見」欄及び「所属長の意見」欄に押印された警察職員の印影を非開示としているが、審議会が見分したところ、当該印影は警部相当職以上の職員のものであり、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるため、これらは開示すべきである。

ウ 条例第 15 条第 6 号（審議、検討等情報）、第 7 号（行政運営情報）該当性

条例第 15 条第 6 号では、

「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定し、

同条第 7 号では、

「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ～オ（略）」

を非開示情報と規定している。

諮問機関は、非開示理由説明書又は意見聴取において、「警察安全相談簿」を開示する場合には、「危険度、措置結果、意見欄、情報集約責任者等の意見及び所属長の意見の情報」は、条例第 15 条第 6 号に該当し、警察部内において審議・検討した内容が記載される部分であり、開示することで組織的に率直な意見や意思決定の阻害要因となる警察部外からの干渉等を受けるおそれがあるから、従来から非開示としていると説明する。また、当該情報に係る事務又は事務の進捗状況等の事情から同条第 7 号に該当する場合は、事案の都度、開示又は非開示を判断していると説明するが、これらに対する審議会の判断は、次のとおりである。

① 文書の表題の上部の非開示箇所について

諮問機関は、この部分は相談受理者が記載するものであり、開示することにより、外部からの干渉、圧力等の影響を受けること等により率直な意見の交換が妨げられ、又は意思決定の中立性が損なわれ、条例第 15 条第 6 号に該当し非開示であると主張する。

審議会が見分したところ、相談受理者が記載する内容は、様式中の「□」の部分に単にチェックマークを付する、又は付さないというものであるため、本件警察安全相談簿の様式の部分は、「第 5 審議会の判断 3 本件処分の妥当性 (2) 保有個人情報の非開示情報該当性 ア 公開情報とされる様式の非開示について」のとおり開示すべきものである。

確かに、諮問機関が主張するとおり、当該「□」のチェックマークの有無の開示による外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがあることは否定しないが、本件処分に限ってみれば、具体的な犯罪捜査、取調べの端緒となる記載は窺えないことから、当該箇所の開示による外部からの干渉、圧力等を受ける蓋然性については認めがたいものと思料

される。

よって、当該非開示部分については、開示すべきものである。

② 「危険度」の欄の非開示について

「警察安全相談簿」の様式において、「危険度」について記載する欄が数箇所設けられている。

諮問機関は、「危険度」の欄は、相談受理者や文書の決裁段階における各決裁権者の判断が記載されるものであり、当該箇所を開示することは、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがあり、率直な意見の交換が妨げられるほか、実施機関の当該事案に対する対応や措置について請求者の推測を許すことになり、これは、特定の者に不当に利益を与えることになるから非開示であると説明する。

確かに、「警察安全相談簿」が捜査の端緒となりうることに鑑みれば、「危険度」欄は、事案に対する判断や評価を記載したものであり、これが開示されれば、捜査動向の推測に繋がり、関係者によって対抗措置を講じられるほか、相談者等に誤解や憶測に基づいた行動を生じさせるおそれがある情報である。

これは、条例第 15 条第 7 号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、違法若しくは不当な行為を容易にし、外部からの干渉を受けるおそれのある情報と判断できるものと認められる。

よって、当該非開示部分について、実施機関の非開示決定は妥当である。

③ 「措置結果」欄の非開示について

諮問機関は、「措置結果」の欄は、相談の受理段階において、所属長等による決裁を前提とした、相談受理者の措置結果を記録する部分であり、相談受理者の判断や処理方針のほか捜査の端緒となった場合には捜査の経緯等が明らかになることから、各欄への記載の有無に関らず、相談処理に当たっての判断や意思決定の中立性が損なわれることのないよう、条例第 15 条第 6 号に該当し非開示とすべきであると説明する。

審議会が「措置結果」欄を見分したところ、様式として公開された各選択項目があり、それに対応する「□」の欄にチェックマークを付す、若しくは付さないこと、又はチェックに付随した個々の記述により、受理した相談についての状況、対応等が記録されている。

確かに、諮問機関が主張するとおり、当該「□」の欄のチェックマークの有無の開示、又は個々の記述の開示による外部からの干渉、圧力等を受けるおそれは否定できない。

一方、実施機関は、本件処分で本件警察安全相談簿の「措置・処理内容」の欄に記述された内容をすべて開示している。このことは、諮問機関が当該「措置結果」欄が相談受理者の措置結果の概要を記録する部分であるとして非開示であると説明することと齟齬をきたしている。「措置結果」欄と「措置・処理内容」の欄とは、一体として開示、非開示について判断されるものであると思料するが、本件処分に限ってみれば、そのような判断に基づかず、「措置結果」欄を非開示としたことについて妥当とは認められない。

また、本件処分に限ってみれば、当該「措置結果」欄の開示による外部からの干渉、

圧力等を受けるおそれについても明らかに認められない。

よって、当該非開示部分については、開示すべきものである。

④ 「意見欄」、「情報集約責任者等の意見」及び「所属長の意見」の欄の非開示について

諮問機関は、「意見欄」、「情報集約責任者等の意見」及び「所属長の意見」の欄は、相談受取者の措置結果に対し、それぞれの決裁過程において指示や措置方針等が記載される部分であると説明する。

各々の欄には、措置結果又は情報集約責任者等の意見を追認する旨の意思決定がされたことをチェックマークにより表示するため、当該チェックマークを付するための「□」が様式として整備されている。また、これとは別に「情報集約責任者等の意見」の欄には、複数の「□」のチェックマークを記入する部分があるが、これらは、情報集約等責任者等が当該相談等の案件について担当させる部を判断した結果を簡易に表示するため、あらかじめ様式として規定されたものである。

諮問機関は、これらの部分は、文書の決裁段階における各決裁権者の判断が記載されるものであり、当該箇所を開示することは、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがあり、率直な意見の交換が妨げられるほか、実施機関の当該事案に対する対応や措置について請求者の推測を許すことになり、これは「特定の者に不当に利益を与える」ことになる」と説明する。

確かに、「警察安全相談簿」が捜査の端緒となりうることや、「意見欄」、「情報集約責任者等の意見」及び「所属長の意見」の欄は、事案に対する対応や措置を具体的に指示したものであり、また、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、検討、決定等の過程が重層的、連続的に行われることにも鑑みれば、事前に開示することは、捜査動向の推測に繋がり、関係者によって対抗措置を講じられるほか、外部からの干渉、圧力等を受けるおそれがある情報である。

これは、条例第 15 条第 7 号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報と判断できるものと認められる。

よって、「第 5 審議会の判断 3 本件処分の妥当性について (2) 保有個人情報
の非開示情報該当性 ア 公開情報とされる様式の非開示について」において開示すべきとした様式の部分を除き、当該の非開示部分について、実施機関の非開示決定は妥当である。

4 結論

以上の理由から、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査請求人のその他の主張について

前述のとおり、本審議会の担う役割は、本審議会に諮問された本件処分の妥当性を条例に照らし調査、審議することであり、これら以外について調査、審議する立場にはない。よって、本審議会は、本件処分と直接関係がない審査請求人の主張については審議しなかった。

また、審査請求人は、本件処分及び本件処分以外の違法又は不当について審査請求書や審議会における意見陳述で種々主張するが、いずれも審議会の上記の判断を左右するものではない。

第7 審議会の開催経過

本審議会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成27年 5月21日	諮問機関から諮問書を受理
平成27年 6月 9日	諮問機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 7月 9日	諮問機関から非開示理由説明書を受理
平成27年10月26日	審査請求人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成28年 1月12日 (第51回審議会)	諮問事案の概要説明 諮問機関から非開示理由等を聴取
平成28年 2月23日 (第52回審議会)	審査請求人から意見を聴取 審議
平成28年 3月29日 (第53回審議会)	諮問機関から非開示理由等を聴取 審議
平成28年 4月25日 (第54回審議会)	審議
平成28年 6月17日 (第55回審議会)	審議及び答申

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
澤 田 稚佳子	元高岡市福祉保健部理事	
飛 田 久 子	富山県婦人会理事	
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長